

高岡市外の里帰り先で産後ケア事業を利用される方へ（令和8年4月1日から開始）

里帰り先(市外・県外の高岡市と委託契約を締結していない施設)で、産後ケア事業を利用した場合、施設へ支払った費用(利用料)の一部を助成します。

1 対象者

- ・産後ケア事業利用日に高岡市内に住所を有し、かつ出産後4か月未満の母子(訪問ケアの場合は、1年以内の母子。ただし、医療行為を要する方は除く)。
- ・事前に高岡市へ利用申請し、高岡市産後ケア事業の利用承認決定通知書を受けている方

2 対象の施設

- ・下記すべてに当てはまる施設
(下記①～③について、利用前に必ず希望する施設にご確認ください)
 - ①里帰り先の自治体から「産後ケア事業」の委託を受けている施設
 - ②高岡市に住所がある母子の産後ケア事業の受け入れ可能な施設
 - ③高岡市が指定している産後ケア事業実績報告書ならびに母子健康手帳の「産後ケア事業の記録」の頁に利用状況を記載可能な施設

3 助成の対象となる費用

- ・産後ケア事業(ショートステイ、デイケア、訪問ケア)にかかった費用
注)整体、マッサージ、エステ等、別料金のオプションとして受けたものは対象になりません。

4 助成金額・助成回数

- ・利用施設で支払った金額と高岡市で定める基準額(A)のいずれか低い方から、高岡市で定める自己負担額(B)を除いた金額を支給します。
- ・回数はサービスごとに、7回以内です。償還払い制度を利用した回数と、高岡市に戻ってから市内の施設で利用する場合(高岡市と委託契約を締結している施設でも利用する場合)を含め、産婦1人あたり各サービスが最大7回まで利用可能です。

【基準額・自己負担額】

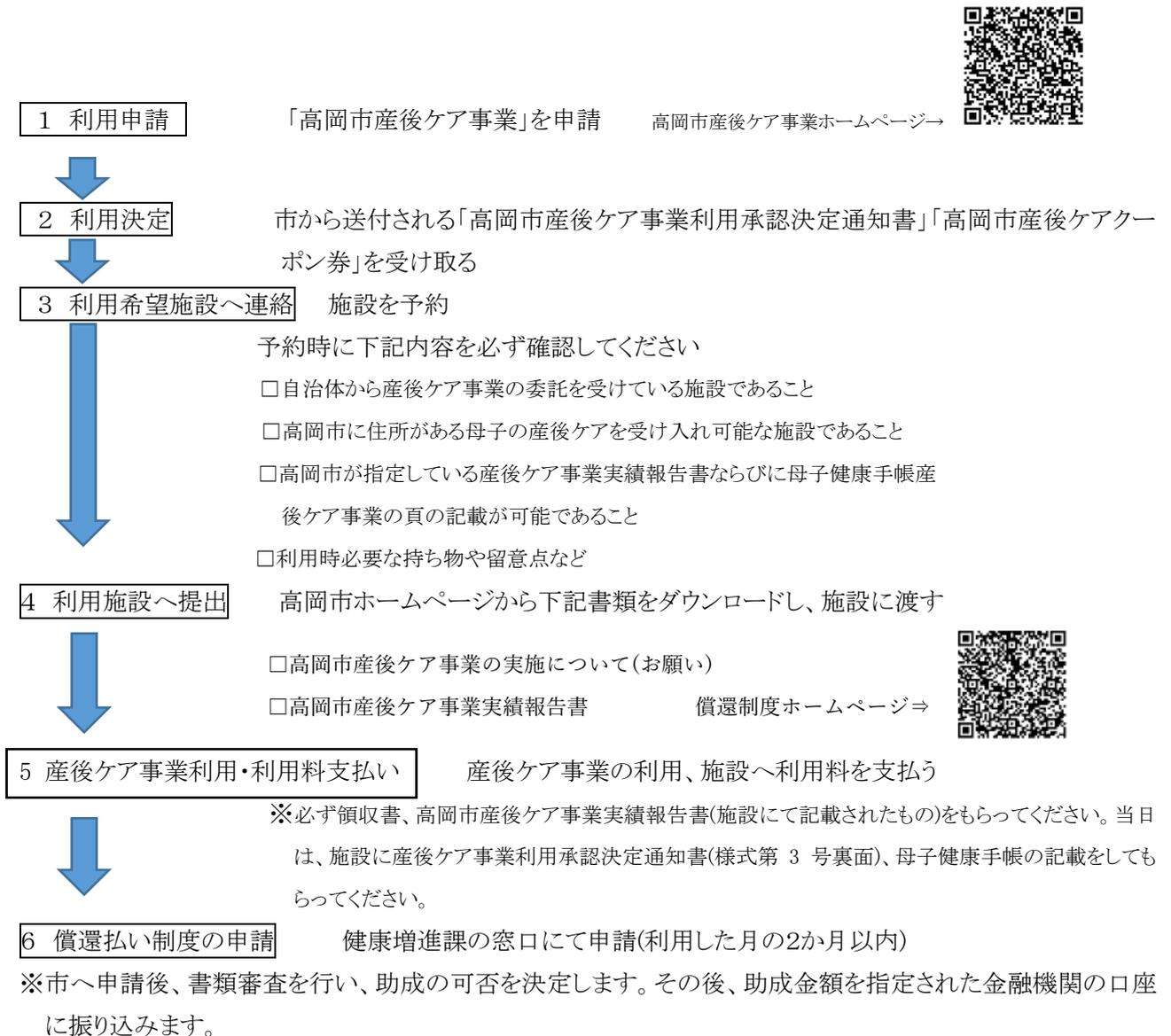
	基準額(A)	自己負担額(B)
ショートステイ(24時間)	33,000円	6,600円
デイケア(6時間以内)	16,200円	3,200円
訪問ケア(3時間以内)	10,000円	1,000円

5 産後ケアクーポン券の利用

- ・里帰り先の産後ケア施設では利用できません。償還払い申請時に提出してください。

6 申請窓口 高岡市健康増進課

7 利用方法



8 申請に必要なもの

- 各種保健事業に関する申請書 ※申請窓口(高岡市保健センター)でも記載可
- 高岡市産後ケア事業利用承認(不承認)決定通知書(様式第3号※利用決定時に送付されたもの)
- 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)
- 申請者の振込口座番号が分かるもの(通帳・キャッシュカード)の写し
- 領収書「産後ケア利用料」として支払ったと分かる領収書(原本)
注)「産後ケア利用料」と領収書に印字されていない場合、施設へ但し書きで「産後ケア利用料として」との記載を依頼してください。
注)オプションとして受けたサービスの費用が分かるよう、内訳の記載を施設に依頼してください。
- 母子健康手帳
- 高岡市産後ケア事業実績報告書(様式第5号)(利用施設で記載されたもの)
- (産後ケアクーポン券を利用する方)高岡市産後ケアクーポン券(様式第4号)

問合せ先：高岡市健康増進課 母子保健係 電話 0766-20-1344
〒933-0045 富山県高岡市本丸町7-25